



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号
株式会社 ソフトクリエイト
代表取締役社長 林 宗 治
(コード番号：3371 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営管理部長 佐藤 淳
電 話 番 号 03-3486-0606 (代表)
(URL <http://www.softcreate.co.jp>)

純粋持株会社体制への移行に伴う会社分割並びに定款変更

(商号及び事業目的の変更) に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 20 日に公表いたしましたとおり、平成 24 年 10 月 1 日をもって純粋持株会社体制に移行するため、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社の営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）を会社分割により当社 100%子会社となる株式会社 ecbeing 及び株式会社 ソフトクリエイトを平成 24 年 10 月 1 日に設立し、承継させることを決議いたしました。

本会社分割後の当社は、平成 24 年 10 月 1 日付で「株式会社 ソフトクリエイトホールディングス」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社体制移行後の事業に合わせる変更を行う予定です。

また、本会社分割及び定款変更（商号及び事業目的の変更）は、いずれも平成 24 年 6 月 22 日に開催予定の当社第 45 期定時株主総会において、関連議案が承認可決されること並びに法令に定める関係官庁等の承認が得られることが前提条件となります。

なお、本会社分割は、当社の単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 純粋持株会社体制への移行のための会社分割

1. 純粋持株会社体制への移行の背景・目的

当社がグループ全体の企業価値を今後も持続的に向上させていくためには、個々の事業並びに子会社を円滑に成長させることはもちろんのこと、グループ全体を見据えた経営管理体制をより一層強化していくことが重要であり、そのためには、グループ経営機能と事業執行機能を明確に分離する純粋持株会社体制への移行が不可欠であると判断いたしました。これにより、グループの戦略的マネジメントの強化や経営資源配分の適正化が図れる一方、従来の事業部から移行するグループ各社においては、よりスピーディな意思決定が可能になるとともに、責任と権限がより明確化されることによって事業としての競争力や効率性の更なる向上が期待できるとの結論に至り、純粋持株会社体制へ移行いたします。

2. 会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

平成 24 年 5 月 21 日（月）新設分割計画書の承認取締役会決議

平成 24 年 6 月 22 日（金）新設分割計画書の承認株主総会決議（予定）

平成 24 年 10 月 1 日（月）新設分割の予定日（効力発生日）

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設分割承継会社 2 社を承継会社とする新設分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、新設分割承継会社「株式会社 ecbeing」が発行する普通株式 20,000 株、「株式会社ソフトクリエイト」が発行する普通株式 20,000 株を全て当社に割当交付します。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いに関しては、本会社分割によって変更はありません。なお、新株予約権付社債は発行しておりません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社は、新設分割計画書に記載された一定の項目を除き、分割期日における当社の各承継対象部門に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継いたします。

なお、新設分割承継会社による債務の承継は、重疊的債務引受けの方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設分割承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、本会社分割後における当社及び新設分割承継会社の債務の履行の見込みにつきましては、問題ないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	新設分割承継会社 (設立時の予定)	新設会社承継会社 (設立時の予定)
(1) 名称	株式会社ソフトクリエイト (平成 24 年 10 月 1 日付で「株式会社ソフトクリエイトホールディングス」に商号変更予定)	株式会社 ecbeing	株式会社ソフトクリエイト
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 宗治	代表取締役社長 林 雅也	代表取締役社長 林 宗治
(4) 主たる事業内容	EC サイト構築パッケージ「ecbeing」の販売・カスタマイズ、保守、ホスティングサービス、ソフトウェアプロダクト「Assetment」、「L2Blocker」の販売、開発及び保守、ネットワーク構築保守、ホスティングサービス、受託開発、パソコン、サーバー、市販パッケージソフトウェア等の物品販売	E C サイト構築パッケージ「ecbeing」の販売、カスタマイズ、保守、S E O 対策、リスティング、プロモーションサービス等の提供、データセンターでのホスティングサービス	ソフトウェアプロダクト「Assetment」「L2Blocker」の販売、開発及び保守、ネットワーク構築保守、ホスティングサービス、受託開発、パソコン、サーバー等の I T 機器及び市販パッケージソフトウェア等の物品販売
(5) 資本金	844 百万円	200 百万円	200 百万円
(6) 設立年月日	昭和 44 年 8 月 8 日	平成 24 年 10 月 1 日	平成 24 年 10 月 1 日
(7) 発行済株式総数	4,533,213 株	20,000 株	20,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	300 名	未確定	未確定
(10) 大株主及び持株比率	林宗治 12.67% 林勝 11.20% 林雅也 10.18% 有限会社ティーオシステム 5.18% 株式会社オセックビズ 5.08% ネスコンサルティング 2.55% BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND 1.83% ソフトクリエイト従業員持株会	株式会社ソフト 100.0% クリエイトホールディングス	株式会社ソフト 100.0% クリエイトホールディングス

	MELLON BANK, N.A.	1.18%		
	TRENTY CLIENT			
	OMNIBUS			
	林恒雄	0.97%		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.97%		

(11) 当事会社間の関係

資 本 関 係	分割会社が新設分割承継会社の発行済株式の100%を保有いたします。
人 的 関 係	新設分割承継会社の取締役及び監査役は、分割会社の取締役及び執行役員が兼務する予定であります。
取 引 関 係	分割会社は、経営指導及び管理業務等を受託する予定であります。
関連当事者への 該 当 状 況	新設分割承継会社は分割会社の連結子会社に該当いたします。

(12) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成23年3月期（連結））

連結純資産	4,291 百万円	—	—
連結総資産	6,260 百万円	—	—
1株当たり連結純資産	994.50 円	—	—
連結売上高	8,376 百万円	—	—
連結営業利益	1,018 百万円	—	—
連結経常利益	1,004 百万円	—	—
連結当期純利益	525 百万円	—	—
1株当たり連結当期純利益	125.09 円	—	—
1株当たり配当金	50.00 円	—	—

- (注) 1. 当社は自己株式を296,964株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持分比率は自己株式を控除して算定しております。
3. 新設分割承継会社は、平成24年10月1日に設立する予定であるため、最終事業年度が存在しません。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社の営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）

(2) 分割する部門の経営成績

① E C 事業部門

	平成 23 年 3 月期 分割対象部門実績 (a)	当社平成 23 年 3 月期 単体実績 (b)	比率 (a / b) (%)
売 上 高	3,357 百万円	7,999 百万円	42.0%
売 上 総 利 益	989 百万円	2,303 百万円	43.0%
営 業 利 益	441 百万円	828 百万円	53.3%
経 常 利 益	455 百万円	855 百万円	53.2%

② システムインテグレーション事業部門及び物品販売事業部門

	平成 23 年 3 月期 分割対象部門実績 (a)	当社平成 23 年 3 月期 単体実績 (b)	比率 (a / b) (%)
売 上 高	4,642 百万円	7,999 百万円	58.0%
売 上 総 利 益	1,314 百万円	2,303 百万円	57.0%
営 業 利 益	400 百万円	828 百万円	46.7%
経 常 利 益	400 百万円	855 百万円	46.8%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

① E C 事業部門

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流 動 資 産	845 百万円	流 動 負 債	334 百万円
固 定 資 産	53 百万円	固 定 負 債	64 百万円
合 計	898 百万円	合 計	398 百万円

(注) 上記の分割する資産及び負債の金額は、平成 23 年 12 月 31 日現在の当社の貸借対照表その他同日の計算を基礎に算定したのですが、実際に分割する資産及び負債の金額はこれに効力発生日までの増減を加除した金額となります。

② システムインテグレーション事業部門及び物品販売事業部門

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流 動 資 産	862 百万円	流 動 負 債	725 百万円
固 定 資 産	169 百万円	固 定 負 債	105 百万円
合 計	1,031 百万円	合 計	831 百万円

(注) 上記の分割する資産及び負債の金額は、平成 23 年 12 月 31 日現在の当社の貸借対照表その他同日の計算を基礎に算定したのですが、実際に分割する資産及び負債の金額はこれに効力発生日までの増減を加除した金額となります。

5. 本会社分割後の上場会社の状況（平成 24 年 10 月 1 日現在（予定））

(1)名称	株式会社ソフトクリエイトホールディングス
(2)所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長 林 勝 代表取締役社長 林 宗治
(4)事業内容	他の会社等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること
(5)資本金	844 百万円
(6)決算期	3 月 31 日

6. 承継会社の状況（平成 24 年 10 月 1 日現在（予定））

(1)名称	株式会社 ecbeing
(2)所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長 林 勝 代表取締役社長 林 雅也
(4)事業内容	E C サイト構築パッケージ「ecbeing」の販売、カスタマイズ、保守、S E O 対策、リスティング、プロモーションサービス等の提供、データセンターでのホスティングサービス
(5)資本金	200 百万円
(6)決算期	3 月 31 日

(1)名称	株式会社ソフトクリエイト
(2)所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 3 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 宗治
(4)事業内容	ソフトウェアプロダクト「Assetment」「L2Blocker」の販売、開発及び保守、ネットワーク構築保守、ホスティングサービス、受託開発、パソコン、サーバー等の I T 機器及び市販パッケージソフトウェア等の物品販売
(5)資本金	200 百万円
(6)決算期	3 月 31 日

7. 今後の見通し

本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、本会社分割により、当社の収入においては当社グループ各社からの配当収入等が、また、費用においては純粋持株会社としての運営経費が主体となることを予定しております。

Ⅱ. 定款の変更

1. 定款変更の目的

平成 24 年 10 月 1 日（予定）に純粋持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものです（現行定款第 1 条及び第 2 条）。また、純粋持株会社体制への移行に合わせ、経営管理機能の一層の強化を図るため、新たに取締役副社長を選定できる旨の規定を設けるものであります（現行定款第 22 条）。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 22 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日（予定）

以上

(別紙)

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、株式会社ソフトクリエイトと称し、英文では <u>Softcreate Co., Ltd.</u> と表示する。	第1条 当会社は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスと称し、英文では <u>SOFTCREATE HOLDINGS CORP.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1) コンピューター用ソフトウェアの製作並びに販売	(現行どおり)
(2) コンピューター・システムの運用、指導、保守、サービス	(現行どおり)
(3) コンピューター機器及びこれに付帯する物品の販売	(現行どおり)
(4) 業務の分析、システム提案及びコンサルティング	(現行どおり)
(5) コンピューターの教育事業	(現行どおり)
(6) 労働者の派遣業	(現行どおり)
(7) 前各号に付帯する一切の業務	(7) 前各号に付帯または関連する一切の業務
第3条～第21条 (条文省略)	第3条～第21条 (現行どおり)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役等) 第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。 2. 代表取締役は、各自当会社を代表する。 3. 取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第 23 条～第 41 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(代表取締役等) 第 22 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第 23 条～第 41 条 (現行どおり) 附 則 <u>第 1 条</u> <u>第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の変更については、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件として、平成 24 年 10 月 1 日に効力が発生するものとする。</u> <u>第 2 条</u> <u>本附則は平成 24 年 10 月 1 日をもって削除する。</u>